

指定居宅介護支援事業
おおひらきケアプランサービス
重要事項説明書

令和 5年 10月 1日現在

1 おおひらきケアプランサービスの概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と概要

事業所名	おおひらきケアプランサービス
所在地	八戸市大字鮫町字大開15-2
電話番号	0178-20-9512
FAX 番号	0178-32-1310
指定事業所番号	0270302607
サービスを提供できる地域※	八戸市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者 (主任介護支援専門員兼務)	介護福祉士	1名	-	あり	1名	職員、業務の管理 居宅介護支援業務
主任介護支援専門員	看護師	1名	-	なし	1名	居宅介護支援業務
介護支援専門員	介護福祉士	1名	-	なし	1名	
合計	-	3名	0名	-	3名	-
勤務時間	午前8時30分～午後5時30分					

(3) サービスの提供時間帯

平日・土・祝日	午前8時30分～午後5時30分
日曜日	なし
休業日	12月30日～1月3日

2 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ・お客様の特性、有する能力に応じた自立した生活ができるよう、居宅サービス計画を作成します。
- ・お客様の意向を尊重した、お客様本位のサービスを提供します。
- ・多様なニーズに対応できるよう、関係機関との積極的な連携に努めます。
- ・十分な説明と同意に基づくサービス提供に努めます。

(2) 公正中立なケアマネジメントの確保

- ・当事業所は、ケアプランの作成にあたり、居宅サービス事業所を位置付ける際は、利用者やその家族の意思に基づいて選択することができるよう、複数の事業所を紹介・説明いたします。
また、利用者やその家族は、居宅サービスを利用するにあたり、複数の事業所の紹介や説明を求めることが出来るとともに、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ます。
- また、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具

貸与の利用状況については別紙のとおりです。

(3) 居宅介護支援の実施概要等

内 容	提供方法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	課題分析を行った上でお客様のニーズを把握し、居宅サービス計画を作成します。また、各サービス利用に関する事業者との調整を行い、必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。
サービス実施状況及び課題の把握	定期的に介護支援専門員が家庭訪問し、サービスの内容が適切かどうかの話し合いをします。
給付管理	介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して、給付管理を行います。
相談の対応	介護保険や介護に関することなら、何でもご相談をお受けします。

(4) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	全国社会福祉協議会のアセスメント方式等による
介護支援専門員への研修の実施	年6回以上 研修を実施します

3 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

(2) 交通費

上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護従事者が訪問するための交通費の実費分として、1kmあたり40円をご負担していただくことになります。

(3) その他

料金の支払方法

毎月、12日までに前月分の請求をいたしますので、毎月23日に口座自動引き落としにてお支払いください。領収書は次月に発行いたします。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がご

ございますが、その場合は、終了1カ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合

エ その他

- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 高橋 牧 (管理者)

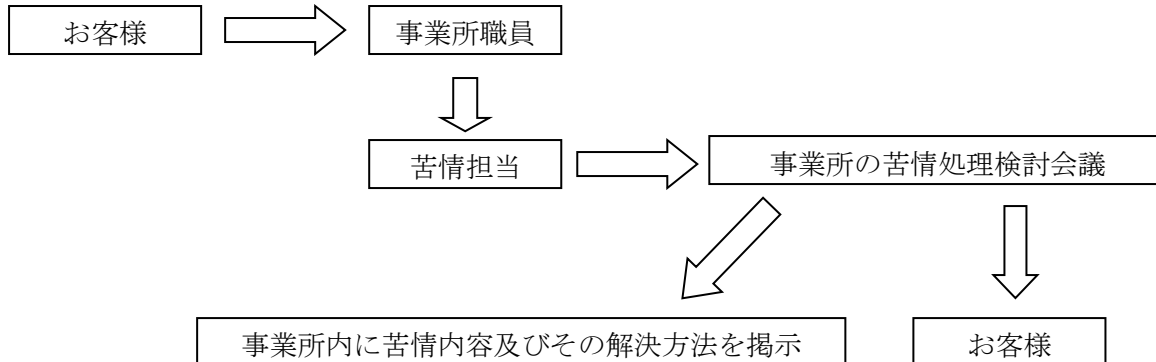
電話 0178-20-9512 FAX 0178-32-1310

受付日 年中無休

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

(担当者不在時の連絡体制及び介護支援専門員個別の連絡体制により24時間連絡可能)

(2) 苦情処理体制



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 八戸市介護保険課 (0178) 43-2111 (代表)

イ 青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) (017) 723-1336

ウ 青森県運営適正化委員会 (017) 731-3039

6 緊急時の対応方法

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

7 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

(当事業所は株式会社損害保険ジャパンと損害賠償保険特約を結んでおります。)

8 高齢者虐待の防止について

(1)「有限会社インフィニット 高齢者虐待防止のための指針」に則り、虐待の発生防止・早期発見、また虐待が発生した場合はその再発を防止するために適切な措置を講じます。

(2)当事業所の従業者は虐待防止に関する研修を年1回以上行います。

9 秘密の保持について

(1)当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を洩らしません。

(2)当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を洩らしません。

(3)事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

令和 年 月 日

私は、当該居宅介護支援事業所の利用開始にあたり、本書面により、事業所職員
()より、重要事項の説明を受け、サービスの利用開始に同意します。

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印